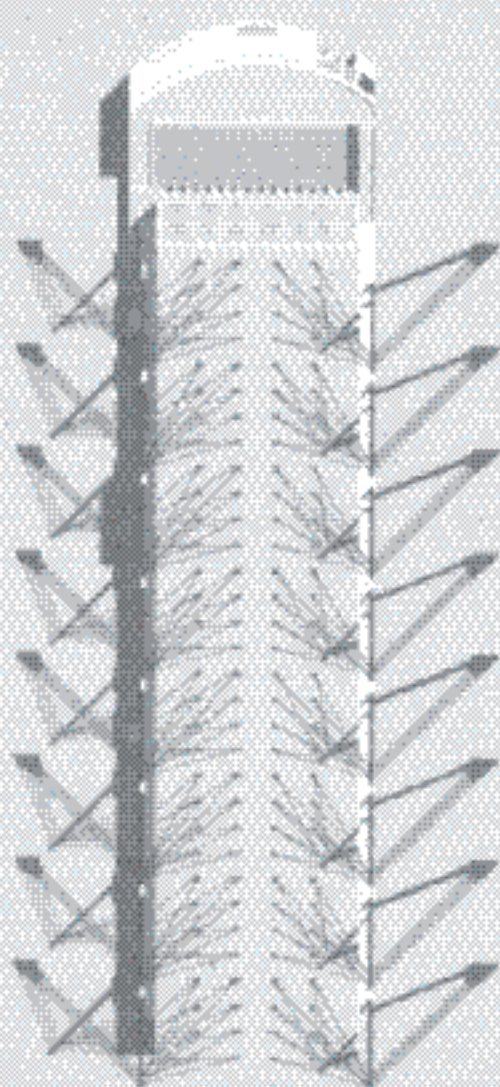




WEST JAPAN GENERAL EXHIBITION CENTER

●ご利用の手引き●

西日本総合展示場 本館

西日本総合展示場本館のご利用にあたって……

この度は、当会場をご利用下さいまして、ありがとうございます。
この手引きは、会場のご利用にあたって、ご注意いただきたい点等をと
りまとめたものです。充分ご覧のうえ、実施計画をたてられ、
スムーズな運営と安全なご使用をお願いいたします。

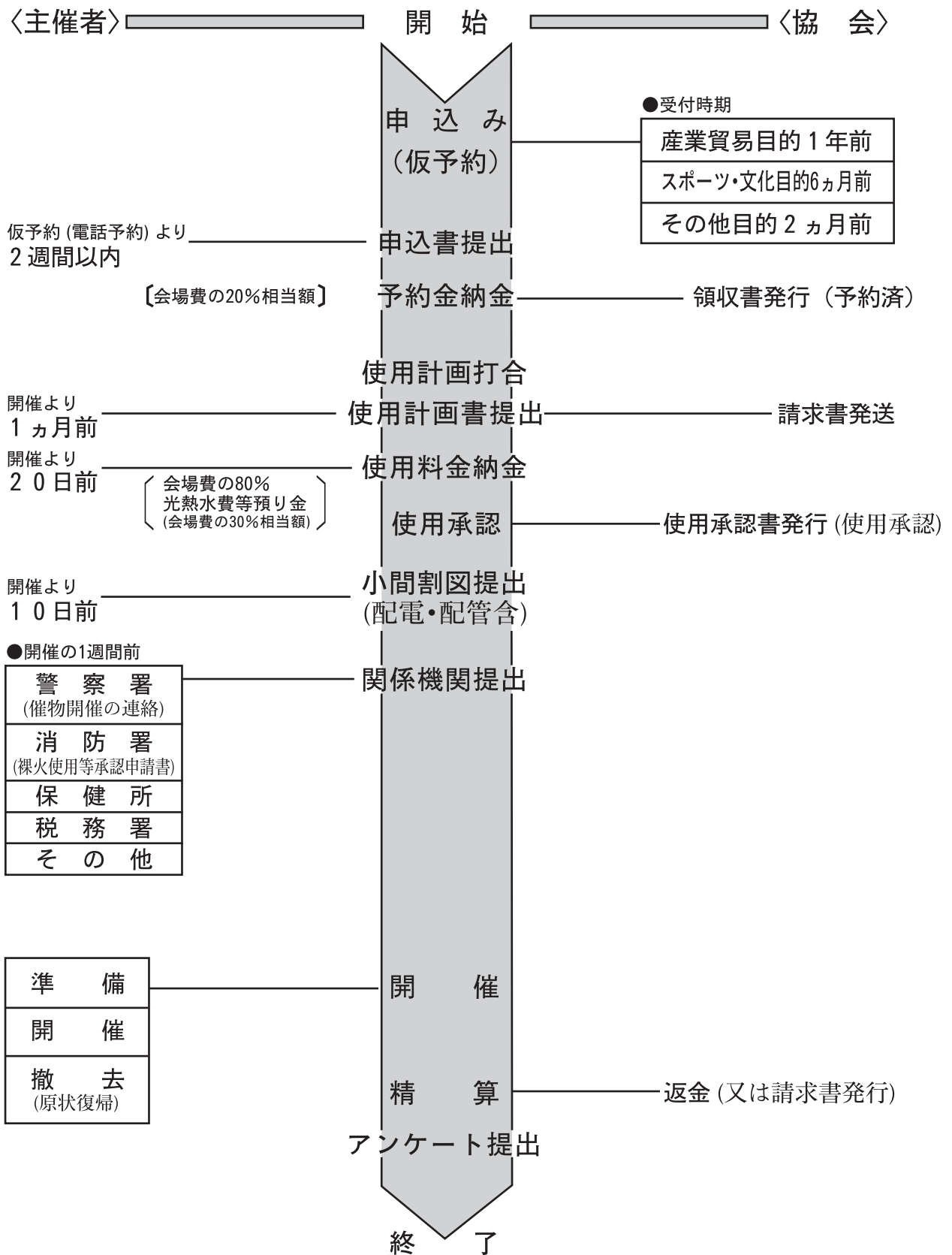
目 次

お申込みから開催まで	1
使用要領	2
申込	2
承認	2～3
時間	3
変更	4
取消と制限	4
管理責任	4～5
搬出入	5～6
災害予防	6
装飾施工	7～8
電気・水道・ガス施工	8
備品の貸出	8～9
展示品の実演	9
飲食物の提供	9
原状復旧と損害賠償	10
駐車場	10
電話	10
関係機関	11
その他	11
交通	12
周辺地図	12

資料

参考資料	13～21
設備取扱い	13～16
空調配置図	16
防災機器配置図	17～18
小間割図(電気・水道設備図)	19
自衛消防組織編成表	20
参考	21

■お申込みから開催まで



■使用要領

1 使用申込

申込先	公益財団法人 北九州観光コンベンション協会 〒802-0001 北九州市小倉北区浅野三丁目9番30号 T E L 093-541-5931 F A X 093-541-5928
受付時期	産業貿易目的 使用開始日の 1年前から 体育・文化目的 使用開始日の 6ヶ月前から その他の目的 使用開始日の 2ヶ月前から
受付時間	8時30分～18時00分（休館日を除く）
手続	1. コンベンション協会備え付けの「展示場使用申込書」を提出してください。 2. 電話による仮申込の場合は、2週間以内に「展示場使用申込書」を提出してください。なお、使用申込書を提出するにあたっては、以降の使用規程に従ってお申込みください。
予約	1. 予約金 会場使用料の20%相当額です。（会場使用料は別紙料金表をご覧ください） 2. 予約確定 「展示場使用申込書」の提出と「予約金」を納入してください。 振込依頼書をお渡ししますので指定日までにお振込ください。指定日までに納入がない場合は、予約は無効になります。 3. 予約金の取扱い 使用者の都合で解約された場合は返還いたしません。

2 使用の承認

必要書類の提出	1. 使用計画書 使用開始 1ヶ月前まで 2. 小間割図・工事図（配線・配管図） 使用開始 10日前まで コンベンション協会備え付けの必要書類を提出されないと、使用申込が無効となることがあります。所定期日までに必ず提出されるようお願いいたします。
---------	---

使用料等
の納入

1. 「使用料」及び「光熱水費等預り金」は前納制です。
使用料 ● 会場使用料から予約金を差引いた金額。(80%相当額)
光熱水費等預り金 ● 会場使用料の30%相当額。(使用実績により清算いたします。)
2. 使用料等は「請求書・振込み依頼書」を発行しますので、指定銀行口座に所定期日(使用開始日の20日前)までにお振込ください。
3. 所定期日までに納入がない場合は、使用申込が無効になることがありますのでご注意ください。
4. 納入された「使用料」は、原則としてお返しできませんのでご了承下さい。
5. 光熱水費はそれぞれのメーターを実測し、使用量の実費相当額を算出します。
6. 備品その他、外注作業等も、使用者の実費負担とさせていただきます。
7. 消費税について
別記会場等使用料及び光熱水費等経費については、消費税を含んでいます。

承認

使用料等の納入と引換えに、「領収書」(兼使用承認書)をお渡しします。
「使用承認書」は、使用期間中必ずご携帯ください。なお、展示場のご使用にあたっては、以降の使用規程に従ってください。

3 使用時間

1. 1日の使用時間は、原則として8時から18時までです。ただし前半日は、8時から13時まで、後半日は13時から18時までとし、料金は1日料金の1/2とします。
2. 催物前後の準備・撤去などの時間も、使用時間に含まれます。
3. 時間延長を希望されるときは、あらかじめコンベンション協会事務局にお申し出ください。(時間延長料が必要です。1時間単位は基本料金の1/10額です。)
4. 入館時間は、管理室より鍵とPHSを受け取られた時。
退館時間は、管理室に鍵とPHSを返納された時とします。
5. 会場の深夜22時から6時までは、原則として使用できません。

禁止事項 ★

4 使用変更

1. 使用決定後、使用者の都合により、取消し又は、期日・規模・場所を変更する場合は、すみやかにコンベンション協会サービス課にお届けください。
2. 期日・規模・場所の変更により、「会場使用料」・「光熱水費預り金」が加算されることがあります。また、使用取消しに伴う会場使用料の返還はできません。

5 取消と制限

次の事項に該当する場合、使用の取消し又は、制限をさせていただくことがあります。

- ア. 使用規模に著しく違反したとき。
- イ. 使用申込書記載の目的と、異なる目的に使用したとき。
- ウ. 施設の使用権を第三者に譲渡、もしくは転貸したとき。
- エ. 衛生・防災・防犯に関し、コンベンション協会及び関係官庁の指示に従わないとき。
- オ. 使用の際、他会場の使用者に迷惑をおよぼしたとき。
- カ. 施設の設備などに損傷を生ずるおそれのあるとき。
- キ. 管理運営上、支障があると認められるとき、及び指示に従わないとき。
- ク. 場内でコンベンション協会の承認がない寄付・募集・物品販売・その他これに類似する行為をしたとき。
- ケ. 上記以外でもコンベンション協会が不相当と認めた行為をしたとき。

6 管理責任

コンベンション協会では、会場であらゆる事故を未然に防ぎ、催事が円滑に運営されるよう施設の管理体制には万全をつくしますが、使用者においても諸規定に従い、責任をもって管理していただくようお願いいたします。

使用期間中は、使用者自身でなく出品業者・関連業者及び下請業者などの行為でも、使用者の責任として処理いたしますので、特にご注意ください。

又、「使用計画書」に記入された会場責任者は、使用期間中は常駐し、展示会の進行状況等把握し、責任をもって管理してください。

警備	1. 展示場の開錠・施錠 「使用計画書」に記入された会場責任者が責任をもって開錠及び施錠実施してください。 鍵の受渡しは、コンベンション協会サービス課と事前に受渡し時間・場所を、確実に打合せをしてください。なお、鍵の場外持出しは禁止です。 禁止事項 ★ 2. その他 交通整理・場内整理を行い、盗難・紛失・き損・火災及び人的災害などの事故防止に努め、専門の警備員を配置するなど万全をつくしてください。
清掃・衛生	会場・その他付帯施設の清掃・衛生について、下記のとおり管理してください。 1. トイレ・ゴミ箱等は常に清潔を保ち、衛生に留意してください。 2. 場内外のゴミはカン・ビン・ペットボトルと可燃物及び産業廃棄物に分別し、ビニール袋に入れ毎日所定のゴミ置場に置いてください。なお、最終日には、残材等すべてのゴミを撤去し、完全に現状復帰してください。 3. 最終日の清掃は、コンベンション協会の指定業者により実施してください。

7 搬出入

搬出入口	展示物などの荷物の受領及び配送について、コンベンション協会は一切行いません。使用者の責任において、受取人指定・期日指定をし、直接受領及び配送してください。 展示品・装飾材等の搬出入は専用の道路・出入口をご利用ください。 南側出入口による搬出入は原則としてできません。 禁止事項 ★ 1. 搬出入道路 W 14m 2. 大展示場 搬出入口 <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>1 番シャッター</td><td rowspan="2">} 6.3mW×6.3mH</td></tr> <tr> <td>4 番シャッター</td></tr> <tr> <td>2 番シャッター</td><td rowspan="2">} 4.5mW×2.4mH</td></tr> <tr> <td>3 番シャッター</td></tr> </table> 3. 中展示場 搬出入口 <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>大展示場より南北 2 ヶ所</td><td rowspan="2">} 3.6mW×2.3mH</td></tr> <tr> <td>大展示場より中央 2 ヶ所</td></tr> </table>	1 番シャッター	} 6.3mW×6.3mH	4 番シャッター	2 番シャッター	} 4.5mW×2.4mH	3 番シャッター	大展示場より南北 2 ヶ所	} 3.6mW×2.3mH	大展示場より中央 2 ヶ所
1 番シャッター	} 6.3mW×6.3mH									
4 番シャッター										
2 番シャッター	} 4.5mW×2.4mH									
3 番シャッター										
大展示場より南北 2 ヶ所	} 3.6mW×2.3mH									
大展示場より中央 2 ヶ所										

制限荷重

4. 屋外展示場入口 屋外シャッター 4.3mW×4.5mH
5. 小展示場 搬出入口 屋外展示場より、3ヶ所、1.6mW×2.4mH

展示場の制限荷重は次のとおりです。

大展示場 5 t/m²・中展示場 500kg/m²・小展示場 300kg/m²

出品物及装飾材料等で重量物・長大物件等の特別な搬出入作業が必要な場合は、事前にコンベンション協会サービス課に申請して指示に従ってください。

8 災害予防

来場者及び展示品等の事故について、コンベンション協会は責任を負いませんので、防犯・防火・防災・交通整理など事故防止には万全をつくしてください。万一に備え保険などの加入をお勧めいたします。又、自衛消防組織などを編成して十分な防止対策をたててください。

さらに、下記の事項については特にご注意ください。

1. 展示場内は、全面禁煙です。
2. 展示場内での裸火の使用、及びプロパンガス・その他可燃性物質や高圧ガスなどの危険物持込みはできません。

なお、展示実演の為、大展示場内で都市ガスを使用する時は、コンベンション協会サービス課へ申請のうえ、許可を受けてください。工事図面の提出・消防署への手続き及び消火器などの設置などが必要です。

3. 次の事項については特に責任を持って取りあつかい、及び指導にあたってください。

ア. 非常口、消火栓、消火器、火災報知器等の位置の周知徹底。

イ. 閉場時には、火気・電気・漏水等の点検及び出入口の施錠。

ウ. 歩行中及び作業中の喫煙の禁止。

4. 展示品及び装飾等は防災機器の使用に支障のないよう配置してください。

(P20防災機器配置図参照)

ア. 非常口・消火栓等から1.6m以内には物品等をおかないこと。

イ. 主幹道路は3,000m²以上の売り場の場合2.5m、3,000m²未満の売り場については2m幅の道路を要する。

補助道路は1.6mの幅員を確保すること。

ウ. 非常口、出入口付近には歩行の障害となるものをおかないこと。

特に搬入道路及びシャッター前に自動車等駐車させないこと。

1. 装飾作業の実施は、承認を受けた計画書及び図面にそって施工してください。

変更のある場合には、必ず事前にコンベンション協会サービス課へご連絡ください。

2. 装飾看板は、展示場の看板取付設備のある場所及びあらかじめ承認を受けた場所に掲示してください。
3. 装飾看板・針金等使用後は、必ず取り除き係員の点検をうけてください。
4. 装飾業の責任者は、作業中には常駐し、承認された施工要項、安全管理を作業者に周知徹底させてください。
5. 展示場の施設・備品を破損・汚損するおそれのある装飾材料、装飾設備の使用及び施工など、次の行為は絶対行わないでください。 禁止事項 ★
ア. 壁面・棧等への釘打及びテープ類による貼付。

…………フック・パネルをご利用ください。

- イ. 床上での直接釘打・糊付・塗装作業。

…………作業台を用いてください。

- ウ. 非常口・防火設備の包囲装飾。

- エ. 天井からの吊下げ装飾。

- オ. 風船等のヘリウムガスの使用。

6. 消防、防火管理対策として、次の項目に十分ご注意ください。

- ア. 会場内装飾及び受付用カウンター、名刺受等に使用する合板ベニヤ、プリントベニヤ等は、すべて防災処理済のシールの付いたものをご使用ください。

注1. 吹付加工では効果がなく防災基準に達しません。

注2. 防災処理済のものを使用しない場合は、消防署の立会検査の際に、取りこわし又は、やり直しを指示されることがありますので、ご注意ください。

- イ. カーペットは、必ず防災処理のものをご使用ください。

- ウ. カーテン、幕類、クローズ、布紙、その他装飾材料等で可燃性のものは、防災処理済のシールの付いたものを必ずご使用ください。

- エ. 発砲スチロールなどの石油化学製品、ウレタン、燃えやすい化学繊維

等は使用できません。

オ. 消防署の査察の際、消防法令違反又は、不完全な場合には、取りこわしが命ぜられることがありますので、あらかじめ法令等をご確認のうえ、作業を行ってください。

10 電気・水道・ガス施工

電気設備及びガス・水道設備を必要とする場合には、次の事項に従ってください。

1. 電気配線図、ガス・水道配管図は、「使用計画書」に添付し、使用10日前までにコンベンション協会サービス課に提出してください。
2. 電気・ガス・給排水工事については、承認を得た図面に従って工事を行い、終了後は、係員の点検を受けてください。

参考：都市ガス・天然ガス 13A・11.000Kcal/m³

・ 1号倉庫 $\phi 30\text{mm}$

・ 7号倉庫 $\phi 50\text{mm}$

水道・水圧 4 K 圧・ $\phi 40\text{mm}$

3. 工事業者には、次のことを遵守させてください。
 - ア. 工事施工担当責任者を決めること。
 - イ. 電気・ガス・水道など相当量の使用容量が見込まれ、コンベンション協会が管理上必要と認めたときは、保安要員を使用期間中常駐させること。
 - ウ. 配線・配管工事が終了したときは、係員の検査を受けること。
4. 中展示場で、ガス・水道工事はできません。 **禁止事項★**

11 備品の貸出

1. 備品の使用については、「使用計画書」に備品名・数量を明記の上、お申込ください。
2. 施設・備品等を使用する場合は、善良な管理のもとに責任をもってお取り扱いください。
3. 備品の借受は、係員の立会・指示により、所定の倉庫から出してご使用ください。
4. 使用後は、所定倉庫前に整頓し、係員の点検を受けた後、元の位置に収

納してください。

（机・椅子等は台車に乗せ、台車Noの倉庫へ必ず収納してください。）

5. 使用備品（机・椅子等）は、使用后必ず拭き掃除をしてください。

6. ワイヤレスマイクの持込みは、事前にコンベンション協会サービス課に申請の上、指示に従ってください。

（参考）大展示場東：B-11 806.125MHz B-12 806.375MHz

大展示場西：B-13 807.125MHz B-14 807.750MHz

中 展 示 場：B-15 809.00MHz B-16 809.50MHz

7. 使用料金は、別紙料金表をご覧ください。

12 展示品の実演

展示品の実演は、万全の防災措置を講じた上で実施してください。なお、次の事項は実演できません。 禁止事項 ★

ア. 発火または、引火しやすいもの。

イ. 火炎・煙を発するもの。

ウ. 著しい音響・振動・ほこりまたは、臭気を発するもの。

エ. 接触または、接近することにより事故を起こすおそれのあるもの。

オ. 床面に漏水・漏油するおそれのあるもの。

カ. その他展示場を破損・汚損するおそれのあるもの。

13 飲食物の提供

展示場内外での、飲食物の販売及び自動販売機などの営業行為は一切できません。（試食・試飲は除く） 禁止事項 ★

なお、展示会等の運営上飲食物の提供が必要な場合は、事前にコンベンション協会サービス課に申請の上、指示に従ってください。

14 原状復旧と損害賠償

1. 使用後は現状に復し、係員の点検をうけてください。
2. 施設・設備・備品などに損傷や紛失を生じたときは、コンベンション協会職員に連絡し調査をうけ、弁償及び相当額を賠償してください。

15 駐 車 場

1. 西日本総合展示場本館北側に一般駐車場があります。
※料金は20分につき100円となっております。（2時間の無料券をコンベンション協会サービス課にて取り扱っておりますのでご相談ください。）
2. 入出庫時間 24時間可能です。
3. 搬入出日に限り、有料駐車場の一部を開放することが可能です。（ただしコンベンション協会サービス課との事前協議が必要です。）
4. 駐車場を展示場として使用する場合は、使用計画等事前にコンベンション協会サービス課と打合わせを行い、承認許可を受け、次の点に留意してください。
ただし、駐車場のみの使用はできません。
ア. 防災・防犯体制を整備すること。
イ. 音響防止等周辺住民への対策を考慮すること。
ウ. 他で展示会を行っている場合、その妨げにならないこと。
5. 周辺の駐車場案内については、コンベンション協会サービス課にご相談ください。

16 電 話

1. 催物案内・チラシ等に表示する電話番号は、下記の番号を明記してください。ただし会期中のみ使用可能です。
●大展示場東側（第1主催者室）☎093-533-8901 FAX533-8904
●大展示場西側（第2主催者室）☎093-533-8902 FAX533-8905
●中 展 示 場（第3主催者室）☎093-533-8903 FAX533-8906
2. 上記常設のほかに臨時電話回線等を設置することができます。
コンベンション協会サービス課にご相談ください。

17 関係機関

法令に定められた関係官公署期間には、開催 7 日前までに使用者が申請してください。

道路交通法上の許可催物届出書

●小倉北警察署地域課 小倉北区大門 1－6－19 TEL093-583-0110

喫煙・裸火使用・危険物持込み承認申請書

●小倉北消防署予防課 小倉北区大手町 8－38 TEL093-582-0119

FAX093-582-5525

食品衛生法上の許可

●保健福祉局保健所東部生活衛生課

小倉北区馬借 1－7－1 TEL093-522-8728

総合保健福祉センター 4F FAX093-522-8775

酒類・タバコ販売許可

●小倉税務署酒類指導課 小倉北区大手町13－17 TEL093-583-1331

18 その他

1. 広告など表示設備・アドバルーン掲揚・花火打上げなどについては事前にコンベンション協会サービス課にお申し出ください。
2. 展示場内の放送設備・給湯器・冷暖房機・電気（照明・換気）などの使用及びその他疑問な点がありましたら、コンベンション協会サービス課までご連絡ください。

西日本総合展示場本館 ご 案 内

■ J R

小倉駅北口より徒歩 5 分

■ 車（国道199号線沿い）

北九州都市高速道路

小倉駅北口ランプより 5 分

足立ランプより 8 分

富野ランプより10分

■ フェリー

新門司港より車で30分

砂津港より車で 2 分

■ 飛行機（小倉駅前下車）

福岡空港より高速バス90分

北九州空港より高速バスで30分

